

## 被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言(案)

資料 1 - 4

平成30年10月31日現在

提出県	箇所	意見	理由	対応
北海道	前文	平成30年7月豪雨や大阪府北部の地震及び平成30年北海道胆振東部地震などが立て続けに～	追加記述	<p>・貴県の意見を踏まえて、以下のとおり修正する。</p> <p>【修正文】</p> <p>今年も平成30年7月豪雨や大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震が立て続けに発生するなど、大規模災害による被害が続いている。</p>
栃木県	前文	<p>前文 (2段目) 修正前「 8年目を迎える東日本大震災では～」</p> <p>修正後「 発生後8年目を迎える東日本大震災では～」</p> <p>(3段目) 修正前「～来年度末に基金残高が200億円になる見込みであることから～」</p> <p>修正後「～来年度末に基金残高が200億円に減少する見込みであることから～」</p> <p>(4段目) 修正前「～改善を図ってきたところであるその上で、～」</p> <p>修正後「～改善を図ってきたところである。その上で、～」</p>	意味の明確化及び字句の修正。	<p>・貴県の意見のとおり反映する。</p>

提出県	箇所	意見	理由	対応
群馬県	前文	8年目を迎える東日本大震災では東日本大震災から7年が経過したが、依然として5万8千人の方が避難生活を余儀なくされている。	東日本大震災が続いているかのような表現を改める。	・東日本大震災から長い年月が経過しても再建できていない状況を示す必要があることから、原案どおりとする。
愛媛県	前文	前文の2段落目から3段落目にかけて 8年目を迎える東日本大震災では、依然……余儀なくされている。現在でも東日本大震災では被災3県……熊本地震では……状況にある。 また、被災者生活を、以下のとおり修正。 東日本大震災から8年目を迎えた今日においても、依然……余儀なくされている。また、東日本大震災の被災3県……熊本県では……状況にある。 一方、被災者生活  前文の4段落目 ……改善を図ってきたところであるその上で、さらなる…… を、以下のとおり修正。 ……改善を図ってきたところであるが、さらなる……	語句の修正。	・貴県の意見を踏まえて、以下のとおり修正する。  【修正文】  (2段落目・3段落目) 発災後8年目を迎える東日本大震災では、依然5万8千人の方が避難生活を余儀なくされている。現在でも東日本大震災の被災3県で7千戸、熊本地震により被災した熊本県で1万1千戸の仮設住宅が供与されており、住まいの再建には至っていない状況にある。 また、…  (4段落目) …改善を図ってきたところである。 その上で、さらなる充実や安定を図ること
熊本県	前文	被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言(案)について、 8行目「熊本地震では1万2千戸の仮設住宅…」を「熊本地震では1万1千戸の仮設住宅…」に修正願います。	時点修正(平成30年9月末時点)	・貴県の意見のとおり反映する。
—	前文	—	平成30年9月時点の数値に修正する。	左記の理由により、以下のとおり修正する。  【修正文】  5万8千人の方  被災3県で1万4千戸

提出県	箇所	意見	理由	対応
長野県	前文	<p>【修正前】 被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につなげるものであり、そのため、これまで数度に亘って改善を図ってきたところであるその上で、さらなる充実や安定を図ることによって、早期の生活再建や復興を果たせるよう以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。</p> <p>【修正後】 被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につなげるものであり、そのため、これまで数度に亘って改善を図ってきたところである。 その上で、さらなる充実や安定を図ることによって、早期の生活再建や復興を果たせるよう以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。</p>	句点を加え、改行をすることで読みやすい文章とするため。	・貴県の意見のとおり反映する。
徳島県	前文	<p>(前文) 4段落目 被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興につなげる資するものであるそのため、これまでも数度に亘って制度の改善を図ってきたところである。その上で、さらなる充実や安定を図ることによって、早期の生活再建や復興を果たせるようすため、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。</p>	一文が長文のため、文章を分けた。	<p>・貴県の意見を踏まえて、以下のとおり修正する。</p> <p>【修正文】 被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるため、これまでも数度に亘る制度の改善を図ってきたところである。 その上で、さらなる充実や安定を図ることにより、早期の生活再建や復興を果たせるよう、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。</p>

提出県	箇所	意見	理由	対応
滋賀県	前文	(前文)第4段落の文言の訂正 被災者生活再建支援制度は、(中略)そのため、 これまで数度に亘って改善を図ってきたところである その上で、さらなる(省略) ↓ 被災者生活再建支援制度は、(中略)そのため、 これまで数度に亘って改善を図ってきたところである が、さらなる(省略)	文章をわかりやすくするため。	・貴県の意見を踏まえて、以下のとおり修正する。  【修正文】  被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるため、これまでも数度に亘る制度の改善を図ってきたところである。 その上で、さらなる充実や安定を図ることにより、早期の生活再建や復興を果たせるよう、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。
千葉県	前文	(前文4段落目3行目 修正) 「その上で」の前に句点を加える。	字句の修正	・貴県の意見のとおり反映する。
鳥取県	1	1 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊、 <b>一部損壊</b> まで拡大すること。	拡大範囲については、一部損壊までの拡大とされたい。 ・鳥取県中部地震では、一部損壊を支援の対象に含めて被害の実相に沿った支援を行ったところ、被害の僅かな差で罹災証明の2次判定を求める世帯が極めて少ないものとなり、市町村の事務負担の大幅な軽減に繋がったため、被災地の早期復興を進めることができた。 (鳥取県中部地震での2次判定の実施率4.3%) 【一部損壊への独自の支援制度】	・ワーキンググループによる実績調査では、一部損壊について200万円程度の被害が生じた事例を確認したが、基本的には被害額の算出(試算)に基づく半壊は約1,000万円、その他被害は約300万円の損害が発生していることを踏まえ、半壊は現行制度に規定する「生活基盤に著しい被害」が生じている可能性が高いとした。 また、一部損壊まで支給対象を拡大した場合、試算ではさらに年124億円が必要となることから、制度の持続可能性を考慮すると厳しいと考えられる。 なお、一部損壊等について、「住家被害認定基準の見直しによる支給対象の検討」を今後の課題としている。 以上を踏まえ、原案どおりとする。

区分	一部損壊 (損害割合10% 以上20%未満)	一部損壊 (損害割合10%未 満)
鳥取県中部地震 での臨時制度	30万円	損害割合に応じ て1～5万円
現在の鳥取県で の恒久制度	30万円	2万円

提出県	箇所	意見	理由	対応
広島県	1	<p>1 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。</p> <p><u>なお、支給対象の拡大に当たっては、一部損壊について、配慮を要する世帯まで拡大するなど、更なる検討を図られたい。</u></p>	<p>○ 本県では、7月豪雨災害を受け、発災当初から一部損壊までの制度拡大について国に要望してきたところである。</p> <p>○ 7月豪雨災害の住家被害は、全壊・半壊・一部損壊併せて約6千3百棟で、そのうち一部損壊は3割強の約2千棟を占めており、多くの被害が生じている。</p> <p>また、ワーキングの試算では、半壊の修繕費280万円程度に対して、一部損壊でも200万円程度かかっており、「生活基盤に著しい被害」が生じていると考えられる。</p> <p>○ なお、半壊に加え一部損壊まで拡大した場合の財政負担は、10年で1,400億円と大きくなるが、「配慮を要する世帯」に限定した場合は、470億円の増加に留まり、仮に広島県として試算した場合の財政負担も10億円程度となることから、制度として持続可能ではないか。</p>	<p>・ワーキンググループによる実績調査では、一部損壊について200万円程度の被害が生じた事例を確認したが、被害額の算出(試算)に基づく半壊は約1,000万円、その他被害は約300万円の損害が発生していることを踏まえ、半壊は「生活基盤に著しい被害」が生じている可能性が高いとした。</p> <p>また、現行制度に基づく基金規模は600億円であるが、支給対象を半壊に拡大した場合の160億円と一部損壊の「配慮を要する世帯」の310億円を加えると1,070億円となり、現行の基金規模に比べて1.8倍となり、都道府県の財政負担が大きく、制度の持続可能性を考慮すると厳しいと考えられる。</p> <p>なお、平成19年改正によって、被災者であれば年収の多寡にかかわらず支援が受けられるよう制度が改善されており、現行制度は非常にシンプルな制度となっている。配慮を要する世帯について支給検討を行う場合、改めて収入に関係の深い世帯要件を入れるかどうかは課題となる。</p> <p>また、「配慮を要する世帯への支給の検討」は今後の課題としている。</p> <p>以上を踏まえ、原案どおりとする。</p>
京都府	1	<p>度重なる自然災害により、被災者生活再建支援制度の対象外の、半壊・一部損壊・床上浸水などの住宅被害が多数発生し、床上浸水や一部損壊に複数回被災するケースも生じている。</p> <p>被災市町村及び関係機関との連携の下、被災者の生活再建や被害の復旧に向けて全力で取り組んでいるが、自然災害の発生規模や頻度が、これまでとは明らかに異なっており、特に繰り返し被災した場合は同一の災害と見なすなど、地域の実情に応じた支給対象の範囲の拡大や支援金の増額など見直す必要がある。</p>	<p>左記記載のとおり。</p>	<p>・ご意見の「制度の対象となる自然災害」(災害適用要件)については、夏の全国知事会議によりワーキンググループに付託された事項ではないため、具体的な検討を行っていない。</p> <p>このため、繰り返し被災した場合については、今後の要望事項とするか、全国的な実態を踏まえて、検討を要すると思われる。</p>

提出県	箇所	意見	理由	対応
奈良県	1	被災地域の実態に合うように制度の見直しを検討することには賛成するが、支給対象を拡大した場合には、今以上に追加拠出が必要である。従って、支給対象の拡大など、制度の課題については、さらに議論を深めていくことが必要である。	支給対象を拡大した場合には、今以上に追加拠出が必要であり、支給対象の拡大などの制度の課題は、さらに議論を深めていく必要があるため。	・夏の全国知事会議において、「拡大する方向で検討する」ことになったことを受けて、ワーキンググループでは財政負担等も考慮して検討している。その検討結果を踏まえて、「半壊」まで要望することとしたものである。
福岡県	1	ワーキンググループにおける検討の結果、「住家被害認定基準の見直しによる支給対象の検討」については、今後の課題とされたところである。今回の報告書で、今後の課題とした事項については、知事会として、継続して検討していくようお願いしたい。 また、今回のワーキンググループでは、事前の調査結果に基づき、支給限度額は現行どおりとすることで、検討が進められたところであるが、被災者が早期に生活再建するためには、現在の支給額では十分でないことから、次回の検討では、是非、支給限度額の引上げについても、御議論いただきたい。	一部損壊であっても、汚泥の流入等により、修繕費用が多額になり、法が支給の対象とする「生活基盤に著しい被害」を受けている事例が発生している。 また、地震保険や地震共済などの自助・共助と、行政による公助のバランスは重要ではあるが、住宅再建に要する費用と現行の支給額の乖離が大きいことから、支給限度額の引上げは必要である。	・ワーキンググループの報告で、住家の被害認定基準が見直されれば、浸水被害は堆積した汚泥等により日常生活に支障が生じている可能性があることから、支給対象として検討することも考えられるとまとめたところであり、今後、被害認定基準の見直しを注視していく必要があると考える。 また、支給限度額については、被災者の生活再建の状況に配慮する一方で、支援金の見舞金的な性格、自助・共助・公助のバランス、制度の持続可能性などを考慮して、検討する必要があると考える。
群馬県	3	相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法制度の想定を超える大規模災害発生時には、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえて特別の国の負担により対応すること。	「法の想定」よりも「制度の想定」の方が適切な表現と思われる。	・「平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望【災害対策・国民保護関係】」の表現に合わせているため、原案どおりとする。
徳島県	3	3 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時には、東日本大震災の対応や教訓を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。  <溶け込み> 3 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。	平成31年度国の施策並びに予算に関する提案・要望(政策要望分)【災害対策・国民保護関係】の表現にあわせた。	・貴県の意見のとおり反映する。

提出県	箇所	意見	理由	対応
高知県	3	「被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時」の、法の想定とは、明確になっているのか。		<p>・東日本大震災は、国の特別の負担(①国の補助割合が通常の1/2から4/5まで引き上げ ②交付税措置として、不足額については100%、一般災害用の積戻拠出については95%の特別交付税措置、残り5%についても起債可)により対応されており、都道府県の互助により(基金による支給で)対応できない災害と考えている。</p> <p>また、今回の検討においては、基金規模を600億円としており、この額が一度に支給されるような災害は都道府県の互助により(基金による支給で)対応することは困難であると考えられる。</p> <p>法によって想定が明確になっていないが、都道府県の互助により(基金による支給で)対応できない場合が、想定を超えるものであると考える。</p>

提出県	箇所	意見	理由	対応
鳥取県	その他	半壊の支給額については、災害救助法の応急修理を考慮せず、100万円とされたい。	<p>・全壊や大規模半壊で補修した場合の支給額とのバランスを考え、半壊での支給額を試算することには賛同できる。</p> <p>・災害救助法による応急修理は、当面生活するための必要最小限度の部分に対して行われるもので、恒久的な住まいの再建には、改めて修繕が必要になることから、これを控除して支給額を決定するべきでないとする。</p> <p>(災害救助法の応急修理の主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象工事が日常生活に必要な最小限に限られていること(内装、障子・襖などは対象外)</li> <li>・世帯の所得要件があること(前年の世帯収入が500万円以下など)</li> <li>・市町村から施工業者に直接支払われること</li> <li>・災害発生後1ヶ月以内に工事を完了させること</li> </ul> <p>【参考】被災者生活再建支援制度-事務の手引き-Q&amp;A(抜粋)</p> <p>Q31(災害救助法の応急修理について)</p> <p>災害救助法に基づく応急修理は、住宅を補修した場合に該当するのか。</p> <p>A31 応急修理は、仮住まいのためのものであり、恒久的な住まいの再建を支援する法の趣旨に合致しないことから、応急修理だけでは支援法上の補修には該当しない。</p> <p>なお、災害救助法に基づく応急修理は地方公共団体が契約主体であり、この点からも被災世帯が補修を行ったことにはならない。</p>	<p>・要請文案においては、支給額は要望事項になっていないので、参考意見とする。</p> <p>なお、災害救助法の応急修理と被災者生活再建支援制度は、制度の趣旨を異にするものであるが、半壊は同じ修理・補修による再建が中心になっていることや公費の適正な支出のあり方を考慮する必要がある。</p>
東京都	その他	<p>提言内容について異論はございません。</p> <p>なお、提言内容1について、支給対象の拡大に伴い、さらなる追加拠出が必要となる場合には、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講じるよう、引き続き国に対して要望していく必要があると考えます。</p>	<p>対象拡大にあたっては、基金規模や都道府県負担の増大が想定されるため。</p>	<p>・貴県の意見のとおり要望していくものと考えている。</p>